

週刊(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第四十号

一九六一年
五月十九日

目次	ページ
規則	
○飼料の品質改善に関する立法施行規則(規則第三十九号)	1
○家畜商法施行規則の一部を改正する規則(規則第四十号)	9
○獣医師法施行規則の一部を改正する規則(規則第四十一号)	9
○装蹄師法施行規則の一部を改正する規則(規則第四十二号)	9
告示	
○指定医療機関の廃止(告示第八十七号)	9
○医療機関の指定(告示第八十八号)	10
○那覇市制四十周年記念セント郵便切手の発行(告示第八十九号)	10
○旧軍人軍属資格審査委員会設置規程の廃止(告示第九十号)	10
○土地(流谷村宇越辺)調査について(告示第九十一号)	10

○土地(北部地区)調査について(告示第九十二号)	10
○農薬用毒物及び劇物取扱者試験の施行(告示第九十三号)	10
訓令	
○水産業振興審議会設置規程の廃止(訓令第十二号)	11
辞令	
○琉球上訴裁判所	11
公告	
○失踪宣告(八重山巡回裁判所)	11
○押収物還付公告(琉球巡回検察庁)	11
○登記公告(名護、喜手柄、前原各登記所)	12
正誤	
○一九六一年四月十五日付公報号外第十三号登載の「戸籍法施行規則の一部を改正する規則」中訂正	12
規則	
規則第三十九号	
飼料の品質改善に関する立法(一九	

六〇年立法第九十一号)に基づき、飼料の品質改善に関する立法施行規則を次のように定める。

一九六一年五月十九日

行政主務 大田 政作

飼料の品質改善に関する立法施行規則

(飼料の指定)

第一条 飼料の品質改善に関する立法(以下「法」という。)第二条第一項の行政主務が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割又は粉砕とうもろこし、乾燥でんぶんかす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉、フィッシュメソリユーブル及び酵母

二 前号に掲げる飼料の二種以上を混合したもの又は同号に掲げる飼料の一種以上を混合したもの

(製造業者又は輸入業者の届出手続)
第二条 法第三条第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、届出書(別記様式第一号)を提出してしなければならない。

(届出義務の適用除外)
第三条 法第三条第一項ただし書の製造業者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第一条第一号に掲げる飼料(魚粉、大豆油かす及びふすまを除く。)のみを製造する者
- 二 食用、醸酵用、肥料用その他家畜家禽の飼養以外の用にのみ供する

ものとして第一条第二号に掲げる飼料に該当するものを製造する者(製造業者又は輸入業者の届出事項)
第四条 法第三条第一項第五号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 二 製造又は輸入飼料の種類別年間数量
- 三 製造業者にあつては、製造する飼料の原料又は材料の種類及び当該飼料又はこれと類似のものを食用、醸酵用、肥料用その他家畜家禽の飼養以外の用に供するものとして製造する場合にはその用途
- (公定規格の設定、改正又は廃止の申出)
- 第五条 法第四条第二項(法第五条において準用する場合を含む。)の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を行政主務に提出してしなければならない。
- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 制定、改正又は廃止しようとする飼料の種類及び制定、改正又は廃止の別
- 三 制定、改正又は廃止の理由
- 四 制定又は改正の申出の場合、原案作成までの経過
- 五 申出人の従事している事業の種類(申出人が団体の代表者であるときは、その団体の目的及び事業の内容)
- (登録の申請手続)
- 第六条 法第七条第一項の規定による

<p>登録の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第二号）に登録を受けようとする飼料の見本を添え、これを提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）</p> <p>二 飼料の名称</p> <p>三 飼料の種類</p> <p>四 飼料の用途</p> <p>五 保証成分量（法第二条第二項の保証成分量をいう。以下同じ。）</p> <p>六 製造業者にあつては製造する事業場の名称及び所在地</p> <p>七 輸入業者にあつては飼料の輸出国名、当該飼料製造元の氏名又は名称及び所在地</p> <p>2 前項第五号の保証成分量については、少くとも該申請にかかる飼料の種類についての公定規格（法第四条第一項の公定規格をいう。以下同じ。）に成分量の定めがある成分の保証成分量を表示しなければならない。</p> <p>（飼料の見本に関する説明書）</p> <p>第七条 法第七条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、前条第一項の登録申請書に次の各号に掲げる事項を記載した当該飼料の見本に関する説明書を添付しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所</p> <p>二 飼料の名称</p>	<p>三 当該飼料の種類についての公定規格に成分量の定めがある成分の含有量</p> <p>四 飼料の原料又は材料の使用割合、製造方法その他当該飼料の成分及び効果等を判定するの参考となる事項</p> <p>（飼料見本の量等）</p> <p>第八条 第六条第一項の規定により提出すべき飼料の見本は、当該申請にかかる飼料一件ごとに一キログラム以上の量のものとし、防湿性の容器又は包装を用いて密閉しなければならない。</p> <p>2 前項の容器又は包装の外壁には第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した票紙を付さなければならない。</p> <p>（登録の手数料）</p> <p>第九条 法第七条第二項の規定による登録の手数料の額は、一件につき五ドルとする。</p> <p>2 前項の手数料の納付は、申請書を提出する際収入印紙をこれにはりつけてするものとする。</p> <p>（登録の有効期間の更新手続）</p> <p>第十条 法第十条第三項の規定による申請は、登録の有効期間満了の日前三十日前までに第六条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第三号）を提出しなければならない。</p> <p>（登録更新の手数料）</p> <p>第十一条 法第十条第四項の規定による登録の有効期間の更新の手数料の額は、一件につき五ドルとする。</p> <p>2 前項の手数料納付については、第九条第二項の規定を準用する。</p> <p>（登録証の書換交付申請手続）</p> <p>第十二条 法第十三条第一項及び第二項の規定による届出及び書換交付の申請は、書換交付申請書（別記様式第四号）に当該申請にかかる登録証を添え、これを提出しなければならない。</p> <p>（登録証の滅失等）</p> <p>第十三条 登録証を滅失し、又は著しく汚損した者は、すみやかにその旨を行政主席に届け出るとともに登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出及び再交付の申請は、再交付申請書（別記様式第五号）を提出しなければならない。この場合において、当該申請が登録証の汚損によるものであるときは当該登録証を再交付申請書に添付しなければならない。</p> <p>（登録飼料保証票の様式等）</p> <p>第十四条 法第十四条第一項の規定により付さなければならない登録飼料保証票は、別記様式第六号によらなければならない。</p> <p>2 登録飼料保証票は、容器又は包装の外部の見易い場所にはりつけ、ぬいつけ又は針金若しくは麻糸等でしばりつけ、その他容器又は包装から容易に離れない方法で付さなければならない。</p>	<p>（保証成分量と異なる飼料の譲渡許可の申請）</p> <p>第十五条 法第十六条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次の事項を記載した譲渡許可申請書（別記様式第七号）を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所</p> <p>二 飼料の名称</p> <p>三 飼料の所在地</p> <p>四 保証成分量及び含有主成分量</p> <p>五 譲渡しようとする飼料の数量</p> <p>六 許可を受けようとする理由（成分等の表示）</p> <p>第十六条 法第十九条の規定による表示は、別記様式第八号による成分等表示票を付してしなければならない。</p> <p>2 第十四条第二項の規定は、前項の成分等表示票を付する場合に準用する。</p> <p>第十七条 法第十九条の表の第一号及び第二号の規則で定めるものは、それぞれ次の第一号及び第二号に掲げるものとする。</p> <p>一 炭酸カルシウム、磷酸カルシウム、貝化石粉末、しお虫粉末、えびがら粉末、かきがら粉末、うにがら粉末、ひとで粉末及び琉球産トキパーチン粉末</p> <p>二 わら粉末以外の農作物茎葉粉末（乾燥記載の適用除外）</p> <p>第十八条 法第二十三条第二項ただし</p>	<p>る登録の有効期間の更新の手数料の額は、一件につき五ドルとする。</p> <p>2 前項の手数料納付については、第九条第二項の規定を準用する。</p> <p>（登録証の書換交付申請手続）</p> <p>第十二条 法第十三条第一項及び第二項の規定による届出及び書換交付の申請は、書換交付申請書（別記様式第四号）に当該申請にかかる登録証を添え、これを提出しなければならない。</p> <p>（登録証の滅失等）</p> <p>第十三条 登録証を滅失し、又は著しく汚損した者は、すみやかにその旨を行政主席に届け出るとともに登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出及び再交付の申請は、再交付申請書（別記様式第五号）を提出しなければならない。この場合において、当該申請が登録証の汚損によるものであるときは当該登録証を再交付申請書に添付しなければならない。</p> <p>（登録飼料保証票の様式等）</p> <p>第十四条 法第十四条第一項の規定により付さなければならない登録飼料保証票は、別記様式第六号によらなければならない。</p> <p>2 登録飼料保証票は、容器又は包装の外部の見易い場所にはりつけ、ぬいつけ又は針金若しくは麻糸等でしばりつけ、その他容器又は包装から容易に離れない方法で付さなければならない。</p>
---	--	---	---

書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 登録飼料の容器又は包装を開き、当該飼料を計量して分割譲渡したとき

(飼料検査官の証票)

第十九条 法第二十五条第四項の規定による飼料検査官の証票は、別記様式九号による。

(飼料審議会の招集等)

第二十条 法第二十九条に規定する飼料審議会(以下「審議会」という。)の会議は、法第三十条第四項の規定により選任された会長が招集する。ただし、任命後最初の会議は、行政主席が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決めるところによる。

(旅費手当等の支給)

第二十一条 審議会の委員は、予算の範囲内で、別に定めるところにより、旅費及び手当を支給することができる。

(審議会の職務)

第二十二条 審議会の職務は、経済局畜産課において処理する。

第二十三条 前三条に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に決まらうて定める。

(提出書類の数)

第二十四条 第二条の届出書、第五条の中出書並びに第六条第一項、第十条、第十二条、第十三条第二項及び第十五条の申請書は、それぞれ正副各一通を提出しなければならない。

附 則

この規則は、一九六一年七月一日から施行する。

別 記
様式第1号 (7)

飼料製造業者(輸入業者)届

年 月 日

行 政 主 席 殿

住所

氏名

印

下記のとおり飼料の品質改善に関する立法第三十条第一項(第二項)の規定により届分ります。

記

1. 氏名及び住所
2. 製造する事業場の名称及び所在地
3. 販売業務を営む事業場の所在地
4. 保管する施設の所在地
5. 製造(輸入)に係る飼料の種類、名称及び年間取扱数量
5. 製造(輸入)の開始年月日
7. 製造する飼料の原料又は材料の種類
8. 製造する飼料又はこれと類似のものを食用、飼育用、肥料用その他家畜飼料の飼料以外の用に供するものとして製造する場合は、その用途

様式第1号 (ロ)

飼料製造(輸入)業者届出事項変更届

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

氏名

さきに19 年 月 日附で飼料の品質改善に関する立法第3条第1項(第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を申し立てたので同条第3項の規定により届けます。

記

1. 変更した事項

2. 変更した年月日

様式第2号

飼料登録申請書

収 入 消印した 印 紙 いこと	はりつけてある収 入印紙の額(トナル)
---------------------	------------------------

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

氏名

飼料の品質改善に関する立法第7条第1項の規定により飼料の是木及び説明書添えて下記飼料の登録を申請します

記

1. 氏名及び住所
2. 飼料の名称
3. 飼料の種類
4. 飼料の用途
5. 保証成分量
6. 製造(輸入)する事業場の名称及び所在地
7. 輸入業者は当該飼料の輸出国名及び製造元の氏名又は名称並びにその所在地

様式第3号

飼料登録有効期間更新申請書

収入印紙
消印した
いこと

(はりつけてある収入印紙の額2フォル)

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

氏名

印

下記飼料の登録の更新を受けたいので、飼料の品質改善に関する立法第10条第3項の規定により有効期間の更新を申請します。

記

1. 登録番号
2. 登録年月日
3. 氏名及び住所
4. 飼料の名称
5. 飼料の用途
6. 保証成分量
7. 製造（輸入）する事業場の名称及び所在地

様式第4号 (4)

記載事項変更に基づく飼料登録証の書換交付申請書

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

氏名

印

1. 登録番号
 2. 登録年月日
 3. 登録の有効期限
 4. 氏名及び住所
 5. 飼料の名称
 6. 飼料の用途
 7. 保証成分量
 8. 製造（輸入）事業場の名称及び所在地
- 上記飼料について下記のとおり記載事項に変更を生じたので、飼料の品質改善に関する立法第10条第3項の規定により登録証の書換交付を申請します。

記

1. 変更した事項
2. 変更した年月日

様式第4号 (ロ)

相続（合併若しくは分割）に基づく飼料登録証の替換交付申請書

年 月 日

行政主 席 殿

住所

氏名

⑩

- 1. 登録番号
- 2. 登録年月日
- 3. 登録有効期限
- 4. 氏名及び住所
- 5. 飼料の名称
- 6. 飼料の用途
- 7. 保証成分量
- 8. 製造（輸入）事業場の名称及び所在地

上記飼料について下記のとおり相続（法人の合併若しくは分割）により登録を受けた者の地位を承継したので、飼料の品質改善に関する立法第13条第2項の規定により登録証の替換交付を申請します。

記

- 1. 継承者の氏名及び住所
- 2. 承継者の氏名及び住所
- 3. 承継した年月日

様式第5号

飼料登録証再交付申請書

年 月 日

行政主 席 殿

住所

氏名

⑪

下記飼料の登録証を滅失（汚損）したので、飼料の品質改善に関する立法施行規則第13条第1項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

- 1. 登録番号
- 2. 登録年月日
- 3. 登録の有効期間
- 4. 氏名及び住所
- 5. 飼料の名称
- 6. 飼料の用途
- 7. 保証成分量
- 8. 製造（輸入）事業場の名称及び所在地

様式第6号

登録飼料保証票

登録番号

飼料の名称

飼料の用途

保証成分量

正味重量

製造(輸入)した年月日

製造(輸入)業者の氏名及び住所

製造(輸入)した事業場の名称及び所在地

備考

1. 登録飼料保証票の大きさは縦12センチメートル以上横7センチメートル以上とする。
2. 飼料の品質改善に関する立法第15条第1項又は第16条第2項の規定による記載をする場合には、下部を延長し、別欄を設けて記載すること。

様式第7号

登録飼料譲渡許可申請書

年月日

行政主 席 殿

住所

氏名

印

下記により登録飼料を譲渡したいので、飼料の品質改善に関する立法第16条第1項の規定により許可を申請します

記

1. 氏名及び住所

2. 飼料の名称

3. 飼料の所在地

4. 保証成分量及び含有主成分量

5. 譲渡しようとする飼料の数量

6. 許可を受けようとする理由

様式第8号

成分等表示票

- 1. 製造(輸入)業者の氏名及び住所
- 2. 成分量並びに混入物及びその混入割合

備考

- 1. 成分等表示票の大きさは縦10センチメートル以上横7センチメートル以上とする。
- 2. 1の欄には飼料の名称、用途、正味重量、製造(輸入)年月、製造した事業場の所在地等をあわせて記載してもよい。
- 3. 2の欄には飼料の品質改善に関する立法第19条に規定する混入物及びその混入割合並びに粗灰分又は粗繊維の成分量を記載するものとし、粗灰分及び粗繊維以外の成分量をこれにあわせて記載してもよい。

様式第9号

表

写真
琉球政府

氏名 官職

料検査官証票

飼料の品質改善に関する立法
第二十五条第四項の規定による飼

No. _____
一九__年__月__日交付

之 政 琉
印 府 球

縦 8.5cm 横 6.0cm 厚紙白紙

様式第9号

表

飼料の品質改善に関する立法技

第25条 行政主席は、第1条の目的を達成するため必要であると認めるときは、飼料の検査官に、製業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の倉庫業者の事業場、倉庫その他飼料の製造、輸入、販売若しくは保管の業務に関係がある場所に立入り、飼料、その原料、材料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を分析検査のため必要最小量に限り、無償で収取させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 飼料検査官は、経済飼畜産課におく。

4 飼料検査官は、規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第35条 次の各号の一に該当するものは、30ドル以下の罰金に処する。

四 第23条第1項の規定による飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは、隠蔽し、又は前項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

規則第四十号

家畜商法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

家畜商法施行規則の一部を改正する規則

家畜商法施行規則(一九五二年規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三〇〇円」を「二五〇円」に改める。

第十一条第三項中「一〇〇円」を「八十セント」に改め、同条第三項中「一五〇円」を「一三〇セント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第四十一号

獣医師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

獣医師法施行規則の一部を改正する規則

獣医師法施行規則(一九五三年規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「二百円」を「一ドル六十五セント」に改める。

第九条中「一九〇円」を「一ドル二

十五セント」に改める。

第十二条中「二〇〇円」を「一ドル六十五セント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第四十二号

装蹄師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

装蹄師法施行規則の一部を改正する規則

装蹄師法施行規則(一九五三年規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号列記以外の部分中「百円」を「八十セント」に改める。

第四条第二項中「五十円」を「四十セント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第八十七号

生活保護法施行規則(一九五四年規則第二十七号)第十四条第二項の規定により、次のとおり指定医療機関を廃止する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

医科の部

廃止年月日	一九六一年四月一日	診療科名	沖繩社会福祉協議会長 具志堅宗精	所在地	那覇市宇与儀字 藤原五八五
医療機関名	沖繩整肢療養所	開設者氏名	伊良部村字 伊良部村字国仲		
診療科名	整形外科	所在地			
開設者氏名	全 科				
所在地	伊良部村診療所				

告示第八十八号

生活保護法(一九五三年立法第五十五号)第四十九条第二項の規定によ

医科の部

医療機関名	診療科名	開設者氏名	所在地
沖繩整肢療養所	整形外科	沖繩肢体不自由児協会長 大田政作	那覇市与儀字藤原五八五
伊良部村診療所	内科 外科 耳鼻咽喉科	伊良部村長 善 講久村	伊良部村字国仲三番地

告示第八十九号

郵便法(一九五三年立法第七十四号)第三十一条の規定に基づき、一九六一年五月二十日から那覇市制四十周年を記念して、次の様式の三セント郵便切手を発行する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

様式

意匠 那覇市マーク、那覇街の遠景

冠船

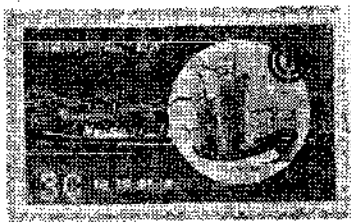
刷色 淡 青

印刷寸法 縦二二・五耗×横四〇耗

り、医療機関を次のとおり指定する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作



告示第九十号

旧軍人軍属資格審査委員会設置規程(一九五五年告示第四十号)は、廃止する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

告示第九十一号

土地調査法(一九五七年立法第五百五号)第五条及び土地調査法施行規則(一九五八年規則第五十三号)第二条により、次のとおり告示する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

記

- 一、調査を実施する者の名称 琉球政府法務局沖繩土地事務所
- 一、調査を実施する地域及び期間 1 地域 読谷村字延辺
- 2 期間 一九六一年五月九日—一九六一年六月二日
- 一、調査作業の種類 地籍測量

告示第九十二号

土地調査法(一九五七年立法第五百五号)第五条及び土地調査法施行規則(一九五八年規則第五十三号)第二条により、次のとおり告示する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

記

- 一、調査を実施する者の名称 琉球政府法務局沖繩土地事務所
- 一、調査を実施する地域及び期間 1 地域 北部地区(名護町、羽地村、尾郷村、本部町、上本部村、今帰仁村、大宜味村、東村、国頭村)
- 2 期間 一九六一年五月十五日—一九六一年六月三日

一、調査作業の種類

基準点測量

告示第九十三号

毒物及び劇物取締法(一九五四年立法第四十一号)第八条及び同法施行規則(一九五四年規則第七十四号)第七條の規定により農薬用毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり行なう。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

- 一 試験期日 一九六一年六月二十日、二十一日の二日間 午前十時から午後三時まで
- 二、試験科目 試験の範囲は一九六〇年告示第八十九号による

筆記試験(六月二十日)

- (イ) 毒物及び劇物に関する法規
- (ロ) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 実地試験(六月二十一日) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 三、試験場 那覇市琉球衛生研究所二階ホール
- 四、受験手続 (イ) 提出書類 (ロ) 受験願書(用紙、社会局業務課に準備) (ハ) 収入印紙(志弗六拾七仙ちよう付) (ニ) 履歴書 (ホ) 健康診断書(精神病又は麻薬の中毒者、おし、つんぼ、盲又は

は色首の着でない事を証する医師の診断書)

(四) 写真(上半身、脱帽、手札型)

(五) 身元証明書

(六) 願書の提出先 社会局業務課

五、願書の受付期間

自一九六一年五月十九日

至 六月十五日

訓令

訓令第十二号

水産業振興審議会設置規程(一九六〇年訓令第八号)は、廃止する。

一九六一年五月十九日

行政主席 大田 政作

辞令

○琉球上訴裁判所

三級一般事務職

(事務局長補理課書記)

上原 茂子

辭職を承認する

一九六一年五月十三日

公告

○失踪宣告

一九六〇年(家)第七十五号

本籍 沖縄県石垣市登野城七百

或拾五番地

最後の住所 ファイリッピンマニラ

市以下不詳

不在者 黒島 曉子

昭和拾八年九月拾日

審判確定の日

一九六一年五月九日

死亡とみなされる日

一九五一年十二月五日

八重山巡回裁判所

○失踪宣告

一九六〇年(家)第十号

本籍 沖縄県八重山郡与那国町字

与那国参百老番地

最後の住所 上記本籍に籍に同じ

不在者 石井 萬平

昭和貳拾六年七月貳日生

審判確定の日

一九六一年五月十日

死亡とみなされる日

一九五三年五月三十日

八重山巡回裁判所

○失踪宣告

一九六〇年(家)第七十四号

本籍 沖縄県石垣市登野城七百或

拾五番地

最後の住所 ファイリッピンマニラ

市以下不詳

不在者 黒島 ハル

大正貳年壹月拾七日生

審判確定の日

一九六一年五月九日

死亡とみなされる日

一九五一年十二月五日

八重山巡回裁判所

○失踪宣告

一九六〇年(家)第七十二号

本籍 沖縄県石垣市登野城七百

式拾五番地

最後の住所 ファイリッピンマニラ

市以下不詳

不在者 黒島ヨボシ

明治貳拾貳年六月貳拾八日生

審判確定の日

一九六一年五月九日

死亡とみなされる日

一九五一年十二月五日

八重山巡回裁判所

○失踪宣告

一九六〇年(家)第七十三号

本籍 沖縄県石垣市登野城七百

或拾五番地

最後の住所 ファイリッピンマニラ

市以下不詳

不在者 黒島 初

昭和五年参月拾五日生

審判確定の日

一九六一年五月九日

死亡とみなされる日

一九六一年十二月五日

八重山巡回裁判所

○押収物還付公告

一九六一年二月二十四日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟

法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還

付の請求をされたい。

一九六一年領第五七号

一、現金参百八拾参参拾八仙

受還付人 深山 武一

○押収物還付公告

一九六一年四月十三日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟

法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還

付の請求をされたい。

一九六一年領第四七五号

一、メモ紙 一枚

受還付人 那覇市一区十二組

川田スミ子

○押収物還付公告

一九六一年四月十三日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟

法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還

付の請求をされたい。

一九六〇年領第二八五号

一、ズボン 一枚

二、万年筆 一本

受還付人 不明

○押収物還付公告

一九六一年四月二十日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟

法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還

付の請求をされたい。

一九六〇年領第四七五号

一、ワンピース 二枚

二、帯締 二本

三、布団 一枚

四、女用上衣 一枚

受還付人 山内トミ子

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六〇年領第二〇〇号

一、ネジ廻し 一本

受還付人 松田 善光

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六〇年領第三二二号

一、應丁 一

受還付人 清島 建徳

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六一年領第九〇号

一、布团 一枚

受還付人 小橋川太郎

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六〇年領第七〇号

一、委任状 一枚

受還付人 桃原 正雄

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五九年領第二四二二号

一、領収証 一枚

受還付人 符保清一

○押収物還付公告

一九六一年五月九日

琉球巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第九三三号ノ四

一、領収証 一枚

受還付人 金城 文子

○押収物還付公告

一九六一年四月十三日

島尻巡回検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六〇年領第六五号

一、ギター 一丁

受還付人 西表直哲

登記公告

○株式会社変更

一、商号 株式会社沖繩銀行

一、支店 國頭郡名護町字名護四百参拾五番地

一、登記事項 壹九六〇年四月式拾七日取締役子根良善同大田乃男は辞任した。

右壹九六〇年五月拾壹日登記

名護登記所

正 誤

前原登記所

○株式会社変更

一、商号 株式会社沖繩銀行

一、支店 中頭郡具志川村字安慶名四十八拾参番地

一、登記事項 壹九六〇年四月式拾七日取締役子根良善同大田乃男は辞任した。

右壹九六〇年五月拾壹日登記

前原登記所

正 誤

訂正する。

〇一九六一年四月十五日付公報号外第十三号登載の「戸籍法施行規則の一部を改正する規則」中、次のとおり

訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 三 二十九 「昭和四拾七年拾月参日 受附石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

「昭和四拾七年拾月参日 受附小倉山郡石垣市」

発行所 行政主席官房文書課

一ひかり印刷所印行